

新型コロナウイルス感染症への対応について の Q&A（JIPDEC の対応、JISA の対応）

1. 更新申請期限の延長について

	質問	回答
1-1	新型コロナウイルスの影響で出社できないため、更新申請期間内に申請ができません。	<p>（各審査機関共通）</p> <p>更新申請期間をプライバシーマーク有効期間の満了日まで一律に延長しています。有効期間の満了日までに更新申請書類をご提出ください。</p>
1-2	更新申請期限の延長にあたり延長願いななどの届出は必要でしょうか。	<p>（審査機関が JIPDEC）</p> <p>お申出や延長願い等のお届出は不要です。</p> <p>更新申請書類はプライバシーマーク有効期間の満了日までにご提出（当日消印有効）をお願いいたします。</p> <p>（審査機関が JISA）</p> <p>同上</p>

2. 受付手続き等

	質問	回答
2-1	新規申請・更新申請の書類や審査関連書類（審査指摘事項への改善報告書等）の受取りは行っていますか。	<p>（審査機関が JIPDEC）</p> <p>送付いただいた書類は受領しておりますが、その後の審査手続きは業務再開後となります。</p>

		<p>また、当センターへ直接のお持込みは感染防止（3密防止）の観点からご遠慮いただいております。</p> <p>（審査機関が JISA）</p> <p>郵送のみです。なお今後、緊急事態宣言の期限が延長された場合は、引き続き、職員はテレワーク業務になりますので、書類の受け取りができません。緊急事態宣言の解除後、プライバシーマーク有効期間満了日までにお送りください。</p>
2-2	付与契約料は入金済みです。付与契約書を送れば、受領されますか。また、登録証は届きますか。	<p>（JIPDEC）</p> <p>通常よりお時間をいただいておりますが、ご入金とご契約書の受領が確認できましたところで、登録証・ロゴデータをお送りしています。</p>

3. 付与契約について

	質問	回答
3-1	審査の中断によりプライバシーマーク付与契約の有効期限満了日を過ぎてしまった場合、プライバシーマークの付与契約は失効してしまうのでしょうか。	<p>更新申請書類をプライバシーマーク付与契約の有効期限満了日までにご提出いただいた場合には、更新審査中となり、プライバシーマーク有効期限を過ぎても引続き更新前の付与契約が有効です。付与事業者としてプライバシーマークロゴの表示も可能です。</p> <p>（PMK500 プライバシーマーク付与に関する規約 第 10 条第 3 項によります）</p>

4. PMS の運用について

	質問	回答
4-1	コロナウイルスの影響で計画していた教育・監査が実施できません。	<p>現状のような事情がある場合、通常の教育や内部監査等の実施を順延されることはやむを得ないものと考えられます。</p> <p>現在の状況下で対応可能な方策（事態収束後の実施計画策定等）をご検討の上、ご対応ください。審査が再開された際には、作成した計画書、実施状況など、ご対応いただいている状況を確認させていただくこととなります。</p>
4-2	コロナウイルス感染拡大防止のため、テレワーク(リモートワーク)を行いたい。プライバシーマーク制度上、問題がありますか。	<p>プライバシーマーク制度として、リモートワークの可否を一律に決めているものではありません。</p> <p>リモートワークで個人情報を取り扱う場合には、少なくとも下記への対応が必要であることにご留意ください。</p> <p>A.3.3.3（リスクアセスメント及びリスク対策） A.3.3.5（内部規程） A.3.4.3.2（安全管理措置） A.3.4.3.3（従業者の監督） A.3.4.5（認識） A.3.7.1（運用の確認）</p> <p>プライバシーマーク制度の Web ページでも「テレワークを実施する際の留意点」を掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>https://privacymark.jp/news/system/2020/0420.html</p>
